

新潟県公安委員会規則第4号

講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日

新潟県公安委員会

委員長 津野敏江

講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

講習の実施に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(講習指導員の要件)</p> <p>第4条 講習指導員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たしている者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取得時講習指導員の資格要件</p> <p>ア 次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習にあつては、講習において使用する車両に係る教習指導員資格者証を有する者又は公安委員会がこれと同等の能力を有すると認める者</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>(講習指導員の要件)</p> <p>第4条 講習指導員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たしている者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取得時講習指導員の資格要件</p> <p>ア 次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、<u>準中型旅客車講習</u>及び普通旅客車講習にあつては、講習において使用する車両に係る教習指導員資格者証を有する者又は公安委員会がこれと同等の能力を有すると認める者</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。